

観光誘客チャレンジイベント補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市経済シティセールス部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる観光誘客チャレンジイベント補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、観光の振興及び地域の活性化の事業に対して、補助金を交付し、もって当該団体等の育成や活動の促進を図るとともに、観光資源（景観、歴史、自然、文化産業等）をより広くPRできるイベントを支援することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内に活動拠点を有する次に掲げる団体とする。ただし、地元事業者が加盟しているものに限る。

- (1) 商店街（商店街振興組合を含む。）
- (2) 通り会（任意の団体を含む。）
- (3) 各業種等で構成されている協会、組合及び団体
- (4) その他前各号に類する団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助の対象としない。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること（以下「宗教活動等」という。）を目的とする団体
- (2) 特定の政党若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）を支持し、又は反対すること（以下「政治活動等」という。）を目的とする団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員が構成員に含まれる団体若しくはその暴力団員の統制下にある団体
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光の振興及び地域の活性化に該当する事業であると市長が認めた事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 宗教活動等若しくは政治活動等に該当する事業
- (2) 国又は地方公共団体との共催による事業
- (3) 国、地方公共団体の制度による補助、助成又は委託を受けている事業

- (4) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業
(補助事業の要件)

第5条 補助対象事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 集客者数が1,000人以上見込めること。
- (2) 市内の飲食及び物販事業者の出店があること。
- (3) 地域の文化、芸能等を紹介するもの。
- (4) 観光資源のPRおよび地域振興に寄与するものであること。

(補助金の額及び交付回数)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 補助金の上限額を100万円とする。
- (2) 当該年度中の補助金の交付回数は、同一団体につき1回までとする。

(補助対象経費)

第7条 補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 委託料
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業の開催に当たり必要と認められる経費

2 天災地変その他補助事業者の責めに帰さない理由により、補助対象事業の全部又は一部が中止となった場合は、補助事業者において既に支出済みの経費または支出を予定する経費のうち必要と認める経費については、補助対象経費とすることができる。

3 同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (2) 記念品、金券等の購入経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- (4) 団体の経常的な管理運営経費(事務所の賃借料、光熱水費等)
- (5) 不動産の取得等に要する経費

(補助事業等の公募)

第8条 市長は、補助事業者に対する支援を公平に実施するため、補助事業者が実施する補助対象事業に関し、募集要項を定め募集するものとする。なお、募集要項には、補助対象事業の募集期間、審査方法及び審査基準を記載するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による募集に応募しようとするときは次の各号に定める書類(以下「提案書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 観光誘客チャレンジイベント補助金申込書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)

- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体の概要が分かる資料
- (5) 事業の内容が分かる資料

（補助対象事業の決定及び結果通知）

第9条 市長は、前条の規定による提案書の提出があったときは、観光誘客チャレンジイベント補助金審査会（以下「審査会」という。）を実施し、その意見を参考にして補助対象事業を決定するものとする。

2 前項の規定による審査結果を観光誘客チャレンジイベント補助金審査結果通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第10条 前条の規定により補助対象事業として決定通知を受けた補助事業者は、市長に観光誘客チャレンジイベント補助金交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。

（交付決定）

第11条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付をすることが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（規則様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の内容変更）

第12条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付決定を受けた補助対象事業の内容について変更しようとするときは、補助金等事業計画変更承認申請書（規則様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金等変更決定通知書（規則様式第6号）もしくは補助金等事業計画変更承認通知書（規則様式第7号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の基準）

第13条 補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第5条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該補助事業者に補助金を交付することが適当でないと思われる場合

（実績報告）

第14条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金等実績報告書（様式第11号）
- (2) 事業実績書（様式第12号）
- (3) 収支精算書（様式第13号）

- (4) 領収書又はその写し
- (5) 事業に関するパンフレット、チラシ、記録写真等の当該補助対象事業に関する資料
- (6) イベント等実績調書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(精算)

第15条 当該補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、精算するものとする。

- (1) 災害や事故等により補助対象事業が実施できなかった場合、不要額となった補助金は、返納し精算するものとする。
- (2) 第7条の補助対象経費以外の経費に支出した場合、補助決定額の内、対象外経費分を返納し精算するものとする。
(効果の測定)

第16条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (2) 補助対象事業の参加者数
- (3) 補助対象事業の観客数
(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光文化スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。